

爆ネット通信

第 7 号
H22.7.1

熊本県爆発物原料取扱業者等ネットワーク事務局
熊本県警察本部外事課
096-381-0110(内線 5719)

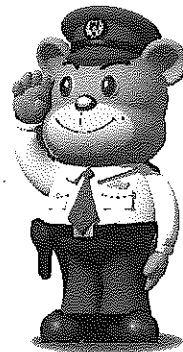
事 件

無登録で塩酸等販売容疑の会社員を書類送検

～福岡県内での事件です～

本年5月、福岡県警は、塩酸や硫酸などを無登録で販売したとして、福岡県内に住む会社員を毒劇物取締法違反(無登録)容疑で、地検に書類送検しました。また、必要な書面を受け取らずに男に販売したとして、薬品販売会社(東京)と同社福岡支店営業部長も同法違反(譲渡手続き不備)容疑で書類送検しました。

この事件の発端は、昨年12月、男が同支店から塩酸や硫酸など計325キログラムを購入したことでしたが、その男は県に毒劇物販売の登録をせず、塩酸と硫酸計1.6キログラムをネットオークションに出品し、山梨県の男子高校生に販売した疑いがもたれています。



重要



ポイント

- ① 毒劇物を販売する場合は、譲受書などの書面を確実に作成し、譲渡先を確実に把握しましょう。
- ② この事件では、販売会社及び上司の監督責任も問われました。毒劇物を販売する手順について、もう一度確認しましょう。
- ③ 毒劇物の購入希望者の使用目的が不明確である場合は、販売を見あわせ、警察まで通報をおねがいします。

協力依頼

警察署員による訪問活動にご協力を ～官民一体となった犯罪防止～

県内各警察署では、爆発物の原料となり得る化学物質を取り扱う事業所の訪問活動を積極的に行っております。どのような化学物質が爆発物原料となり得るかは右の表のとおりです。

警察では、右の化学物質を一般の人が購入する際に、その使用目的が曖昧であったり、大量購入を希望したりするような場合には、警察署へ通報していただくようお願いをしております。

私服制服を問わず、警察官が爆発物原料管理の関係でお邪魔した際には、ご協力をよろしくお願いします。

爆発物原料指定品目

《毒劇物法指定物質》

①過酸化水素、②塩酸、③硫酸、④硝酸、⑤塩素酸カリウム、⑥塩素酸ナトリウム

《その他の指定物質》

①尿素、②硝酸アンモニウム、③アセトン、④硝酸カリウム、⑤ヘキサミン

APEC

本年11月、横浜市でAPEC首脳会議開催
～各大臣による関連会合は6月からスタート～

APEC (アジア太平洋経済協力) とは

アジア太平洋地域の持続的な発展を目的とし、域内の全主要国・地域が参加するフォーラムです。米、露、中、韓を含む21の国と地域が参加します。我が国での開催は、1995年の大阪APEC以来となります。

APEC対策にご協力を!

警察では、日本でのAPEC開催にあたり、テロ等を防止するため、爆発物の原料となり得る化学物質を取り扱う事業者への訪問活動を強化するほか、公共交通機関に対する警戒活動、不審者への職務質問の強化などの対策を実施中です。不審な人、物、車をお見かけになりましたら、警察へ通報していただくなど、皆さまのご理解とご協力をお願いします。



JAPAN 2010